

広島地方最低賃金審議会
令和5年度 第1回
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件
可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業
最低賃金専門部会
議事録

令和5年10月5日

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会令和5年度第1回広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和5年10月5日（木）9時45分～11時10分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者

【公益代表者委員】

三井部会長、中原部会長代理、車元委員

【労働者代表委員】

奥信委員、佐崎委員、東委員

【使用者代表委員】

桑田委員、長谷川委員、安田委員

【事務局】

前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官
山崎労働基準監察監督官、吉川労働基準監督官

4 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業最低賃金の改正決定
について
- (3) その他

議事

重弘室長補佐

ただ今から第1回広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鑄鉄製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して鉄鋼業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会の公開につきまして、去る9月21日から27日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

では、本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No.1に鉄鋼業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員の紹介)

重弘室長補佐

ありがとうございました。労働基準部長の前田より、御挨拶を申し上げます。

前田労働基準部長

前田です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、広島県最低賃金特定最低賃

金専門部会の委員に御就任いただきましたこと、また、お忙しい中、本日の第1回専門部会開催に当たりまして御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この鉄鋼業最低賃金につきましては、現在、時間額が1,024円でございます。本年度も改正の申出がございまして、8月4日でございますけれども、改正決定の必要性について広島地方最低賃金審議会へ私ども広島労働局長から諮問させていただきまして、「改正決定の必要性有り。」との答申をいただきました。同日でございますけれども、改正決定等について審議会へ諮問させていただいているというところでございます、本日から専門部会の委員の皆様には具体的な審議をお願いすることとなった次第でございます。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金と異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格のものでございまして、全会一致での議決を目指して御審議をお願いしたいと思っております。

今後、数回にわたりまして専門部会で御審議いただくこととなりますけれども、改正されます特定最低賃金の年内発効に向けまして御審議いただきますようお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

重弘室長補佐

それでは次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

重弘室長補佐

ここでお手元の、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の資料No.3、通

し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきください。

議事(1)「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

石井賃金室長

御報告申し上げます。鉄鋼業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として三井委員、部会長代理候補として中原委員が推挙されております。以上でございます。

重弘室長補佐

ただ今、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

重弘室長補佐

ありがとうございます。では部会長に三井委員、部会長代理に中原委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置する)

重弘室長補佐

それでは、三井部会長、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

三井部会長

はい、分かりました。ただ今、部会長に選出いただきました三井でございます。

若い頃住友金属という会社に勤めて、北九州の製鉄所勤務をやっておりましたので、鉄鋼にはある程度事情も通じておるところでございます。

できる限りスムーズな審議進行を心掛けて、公正な特定最賃の決定に努めたいと思っておりますので、何とぞ皆様、委員の皆様方の御協力をよろしく願いしたいと思っております。

それでは早速でございますが、第1回専門部会の議事(2)「広島県製鉄業、鋼材、銑鉄铸件、可鍛铸铁製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず、事務局の方から本日の資料説明をお願いいたします。

石井賃金室長

はい、事務局から、資料の説明の前に、専門部会における議事の公開について説明させていただいてよろしいでしょうか。

三井部会長

はい、よろしく申し上げます。

石井賃金室長

ありがとうございます。では、お手元の共通資料 No 3、通し番号 3 ページ広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧いただけますでしょうか。

本専門部会は、この運営規程に基づき運営されるものでございます。議事の公開の定めにつきましては、第5条第1項に規定されており、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。

審議会の公開につきましては、令和5年4月6日中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において出されました「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない。」という観点を踏まえ、令和5年7月3日開催の第547回広島地方最低賃金審議会におきまして、御審議いただきました。

その結果、今年度の審議会及び専門部会における議事の公開については、運営規程のとおり、原則公開で、特段の定め該当する場合、非公開とするとされ、公労・公使の二者の個別協議の場合は、特段の定め「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。」に該当するおそれがある場合等に該当すると考えられることから、審議会はほとんどが公労使三者揃った会議であることから公開、専門部会は、第1回以外の審議は、ほとんどが二者のみの個別審議であることから、第1回のみを公開とするとの結論に至りました。

よって、特定最低賃金専門部会におきましても、第1回目は公開、第2回以降はほとんどが二者協議であることから非公開することとなります。

さらに、専門部会の議事録の作成について申し上げます。共通資料No.8、通し番号の27ページを御覧ください。議事録の作成につきましても、情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、発言者名を議事録に付記させていただいております。

また、公開の場合の議事録は、広島労働局のホームページに掲載しております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを、御了解いただきたいと思います。よろしく、お願いいたします。

三井部会長

ありがとうございました。ただ今事務局から説明があったとおり、議事の公開につきましては、審議会において議決しました。この件について、何か御意見、御質問がございませんでしょうか。

(意見なし)

御意見、御質問が無いということですので、本専門部会はこのまま公開として進めてまいりたいと思います。

では、事務局、資料の説明を続けてください。

栗林賃金指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料に分けて構成しております。

まず、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本鉄鋼業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金あるいは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定（産業別）最低賃金について、を御覧ください。

既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、

本鉄鋼業最低賃金につきましては、配付しております令和5年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和5年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、労働協約ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続でございますが、本年8月4日の第549回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性有りとの答申がなされましたので、共通資料No.2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。

共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和5年度広島地方最低賃金審議会の運営について、を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に、特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。とされております。

また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告、記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力、ということで、審議会における金額に関する調査

審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の26ページ、令和4年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。

下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左端に鉄鋼業がございます。

昨年、令和4年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額29円、時間額1,024円の答申をいただいております。

今年度から新たにお付けしている資料として、共通資料の最後の方にありますが、No.23、84ページを御覧ください。令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を厚生労働省がプレスリリースしたものです。対象は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業と大企業ですが、産業別の数字が分かるので、参考として付けさせていただきました。

また、机上配付しております資料の説明をいたします。

まず、今年から新たに作成しました令和5年1月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移です。これは、昨年以降消費者物価指数が上昇しておりますことから、特定最低賃金改正発効後の1月から8月までの消費者物価指数の上昇率の推移となっております。

次に、広島県最低賃金改正のリーフレットが2種類ございます。まず、本省作成リーフレット、そして、広島局作成のリーフレット、広島県の最低賃金です。広島県最低賃金が10月1日から970円に改正されたことから、新たに作成しました。広島県特定最低賃金の一覧を御覧ください。広島県最低賃金が970円に改正されたことにより、広島県特定最低賃金8業種のうち、下の欄の5業種は広島県最低賃金の金額が上回ります。よって、各種商品小売業は昨年度から広島県最低賃金の適用となっておりますが、それ以外の4業種につきましても、改正されるまでの間、広島県最低賃金970円が適用となります。

そして、最後に、今年度の大幅な最低賃金の引上げを受けての中小企業・小

規模事業者の賃上げし易い環境整備の各種支援策のリーフレットを御用意いたしました。特に業務改善助成金は、8月31日から制度の拡充をしております。私からの説明は以上でございます。

重弘室長補佐

続きまして、鉄鋼業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、御説明いたします。

まず、別冊資料No.2、通し番号の2ページは、現行の広島県鉄鋼業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。

別冊資料No.3、通し番号の15ページは、昨年の全国の鉄鋼業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料No.4、通し番号の16ページからは、広島県内で実施した鉄鋼業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年5月～7月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については1人～99人規模の事業場、これ以外の業種については1人～29人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査（サンプリング調査）です。

全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和5年6月支払分の賃金です。

通し番号22ページの分位偏差を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番

から並べ、全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1、そして 2 分の 1 に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果です。

通し番号 23 ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフです。横軸が 10 円刻み（1,100 円以上は 100 円刻み）の時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

通し番号 24 ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

通し番号 25 ページが鉄鋼業の最低賃金額と平均賃金額の推移です。

次の 27 ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額 1,024 円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号 28 ページが最低賃金引上げ試算表です。これは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり、影響率を 1 円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃 1,024 円を 1 円引き上げますと 6.7%に影響が出る（下回る）こととなります。

通し番号 30 ページが、平成 16 年度からの鉄鋼業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表となります。

私からの説明は以上となります。

三井部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から資料についての説明がございましたけれど、これらにつきまして、何か皆様方御質問等がございますでしょうか。

(質問無し)

三井部会長

では、ここで他府県の結審状況が分かれば、事務局から説明をお願いします。

石井賃金室長

本日現在の鉄鋼業最低賃金の他府県の結審状況について、御説明いたします。

結審しておりますのが、4件ございます。

まず、1件目、宮城、現行983円のところ、1,003円プラス20円の引上げです。この金額は、労働協約の企業内最低賃金額が1,003円であったことから、1,003円ということで、1回で結審したということです。

次大阪、現行996円、これが、1,066円、70円の引上げとなっております。

大阪は、去年は改正が無かったということです。

次に、兵庫、現行1,024円が1,065円、41円の引上げです。

島根、987円が1,034円、47円の引上げです。

以上です。

三井部会長

ありがとうございました。議事を続けまして、広島県鉄鋼業最低賃金の改正決定につきまして、各側から意見表明をいただきたいと思えます。

その前、各側で意見表明の前に個別に協議する時間が必要かどうかお伺いします。

佐崎委員

労側必要ありません。

三井部会長

使側いかがでしょうか。

長谷川委員

10分程度お願いします。

三井部会長

それでは別室で協議をお願いしたいと思います

今、12分ですから22分まで、遅くとも25分までにお戻りください。

(使側別室にて協議)

三井部会長

それでは、使側お戻りいただきましたので、審議を再開したいと思います。

ここで、各側からの意見表明をお願いしたいと思います。

まず、労側の方からよろしくお願いします。

佐崎委員

それでは、労側から意見をさせていただく前に、まず今年度も鉄鋼業最低賃金改正の申出を労側の方からさせてもらい、それに対しての審議の必要性有り。それから、本日の専門部会の開催に至ったこと、それに対してお礼を申し上げたいと思います。

それでは、これより意見をさせていただきたいと思いますが、順番については、奥信委員、それから東委員、最後私からとさせていただきますので、よろしくお願いします。

奥信委員

はい、私奥信の方から、まず、鉄鋼という形でお話させていただきますけど、

取り巻く環境については、これまでも述べて来ていますし、あとは使側の皆さんの方からまたお話もあるのかなと思いますので、私の方は今、置かれている状況をみたときに、鉄鋼業という形でみると、販売環境をみると、自動車分野を中心に回復はしつつも、その他の分野でいろいろありながら、需要の先送りという話が届いています。

その中に、特に注視すべき点は、人手不足ということも言われているところです。今回そのところに目を向けてみたときに、この問題は、社会的な問題だと受け止めていますし、多くの企業の方で、魅力ある労働条件であったり、働き易い職場環境作り、こういう面に着目しながら、採用力の強化であったり、あとは定着率の向上という形で進められていると認識しています。いわば、産業、企業間での選ばれるための人材獲得競争の激化といっても過言ではないと思っております。こうした取り巻く環境の中で、有効求人倍率ということでみたときに、今年の8月度でみたときに全国平均1.29倍に対して、広島県はというところですが、依然として1.52ということで、これは広島県だけじゃなくて、中国5県という形でもみていくべきかなと思うのですが、依然として売り手市場と受け止めています。また、法務省の方で公表されています住民基本台帳人口移動報告をみたときに、転出超過というところに着目すると、広島県は2年連続でワースト1位というような形も出ていたと思います。県の求心力の低下ということでみても深刻化というようなことで、中国5県の中でも突出していると受け止めています。一方で、それを福山市に着目したときに、転出超過となった時に深刻なのが、就職期と言われる20歳から24歳の若者の流出というようなことも報告されていたと受け止めています。こうした状況の中で、すべてが各企業の責任とは、もちろん考えてはいませんが、少なからず社会のトレンドとして受け止めることが必要と思っておりますし、実際、我々JFEスチールはもとより、同業他社であったり、関連する協力会社の皆さんも、思うような採用が出来ていないということに加えて、自己都合退職といった方々も一定数おられるということで、人手不足の解消に至っていないと受け止めて

います。

特定最賃の改定の必要性について、最後、触れておきたいと思います。各企業におかれては、DXの活用などもありまして、自動化というような話も進められているところもあると思いますけれど、更に今後も加速すると受け止めていますけど、やはり、鉄鋼業というところでみれば、技能、技術というところが、不可欠な部分もあります。ですので、職場で働く人材を確保し続けるということも、自動化と並行して取り組まなければならない最重要課題と受け止めています。そうした意味では最も分かり易い処遇という形で特定最賃の水準というのは就職先の地域、業種を特定する上で大きな指標になると考えてございます。他県や他産業との優位性をしっかりと保ちながら人材を確保していく、そういう視点を持ちながら本部会で前向きな議論をさせていただければと思っていますし、その結果社会に対しても大きなインパクトを与えながら産業の魅力を高めていきたい。そういうふうに思っています。最低賃金の引上げについては、経営の皆さんにとっても大きな影響を与えるということは否定しませんが、組合側以上に携わられている皆さんにおかれては、人材の確保、定着という課題の意識は組合以上に持たれている面があると思っておりますので、加速する人材獲得競争下においても、発展に繋がるよう今回の改定をお願いしたいと思います。

以上です。

東委員

淀川製鋼所呉労働組合東でございます。よろしく願いいたします。

早速ではございますが、意見を述べさせていただきます。

私が所属しております淀川製鋼所呉工場は、製鉄業の部類ではありますけど、日本製鉄及びJFEスチールさんなどの大手製鉄と違いまして、高炉を持っていない製鉄でございます。あくまで、大手製鉄業より原料となるコイルを購入させていただき、それを二次加工することで主力のメッキ鋼板、カラー鋼板を

製造販売しております。

状況的には、現在、原材料の高騰、電気代等の値上げ、輸出製品がことごとく落ち込み、大変苦しい状況となっております。

その中で、従業員は、現在、若返りを始めておりますけど、現在は、若年者の入社は10年前の半分以下でございまして、人材を集めるのに大変苦勞しております。若年者にとりましては、工場での勤務と聞いたら、まず、騒音が騒く、粉じんが舞い、高温な作業環境を思うことで、二の足を踏んでしまうものだと思われています。また、私たちの会社の特異性であります三交代勤務ということもあり、夜勤が大変ということで入社しても短期間で離職してしまっています。しかし、これからの会社の存続、並びに作業継承を考える上では、こういう状況の中でも耐えていかれる人材が必要となっております。人材の確保、いろいろとやっておりますが、労働力人口減少する中でどの業種さんもそういう人材を一人でも採りたいと躍起になられている中で、製鉄業に関する魅力の薄れか、集まらないのが現状であります。特に、私たちがおります呉地域に関しましては、大手の企業の撤退、あるいは縮小という状況で、若年者は他の地域に出ていくことで、中々人材の確保は難しい状況でございまして。私どもの会社も、休日増、また、労働時間の短縮、福利厚生施設の充実と、諸施策を講じて来ましたが、思うような結果は出されておられません。やはり、ここは魅力の1つである賃金を何とかしなくてはと、労働組合側も賃金の改善を推し進めてまいりましたが、これも、思うような結果になっておられません。そこで、やはり特定最賃の押上げによる賃金改善が必要と思われまして。

以上ですが、製鉄業としての特定最賃の優位性、また必要性に関しまして述べさせていただきましたが、置かれた状況を御理解いただき、是非とも他業種との優位性を保つよう御検討のほどよろしく願いいたします。

以上です。

佐崎委員

今、奥信委員それから東委員の方からは、自社、職場の状況、それから人手不足の関係で意見をいたしましたので、私の方からは年間所得に対する格差改善の観点で意見をさせていただきたいと思います。

まず、企業内最低賃金であります。我々基幹労連の各加盟組合、企業が厳しい環境に置かれている中で、今年度引上げに取り組んだ結果、基幹労連全体の単純平均では、172,813円1時間当たりでいきますと、1,077円となっております。したがって、組織労働者の単純平均と比べまして、広島県の製鉄業の最賃額の方が53円、月額にして約8,500円の差があるという状況であります。

次に、賃金改善、賃上げの観点であります。定期昇給を除いた企業規模間の平均賃上げ率でいきますと、299人以下の組合、こちらについては、賃上げ率が1.78、前年比でいきますとプラスの0.82%、それから、300から999人の組合については、引上げが2.42%、昨年比でいきますとプラスの1.5%、あと、1,000人以上の組合、こちらについては、引上げが3.12%で、昨年比でいきますと、プラスの2.41%、そういった状況から、賃上げ、賃金改善については、前年以上に行われております。

次に、その他の所得面、こちらの側面で申しますと、組織化されている労働者については、いうまでもなく、月例賃金に併せて年間一時金、こちらの支給もあり、基幹労連の各加盟組合で取り組んだ結果、平均額では年間約137万円、昨年と比較をしますと、約5万円の増額となっております。

したがって、組織化されている労働者については、年間所得の引上げ、ここは確実に行われており、未組織それから非正規労働者との所得格差、ここが広がっている現状を踏まえれば、喫緊の課題であると受け止めており、是非、この専門部会での積極的な金額審議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

労側からの意見については以上です。

三井部会長

はい、ありがとうございました。それでは、使側お願いします。

長谷川委員

まず、私の方から全体についてお話をさせていただいて、各委員代表の方からまたお話をいただくというふうに考えております。

先ほど労働局からお話がありましたけど、関係労使とのイニシアティブの中で、全会一致を議決の方で目指していきたいと思っております。

中小規模事業者の状況について説明します。端的に申しますと、二極化していると認識をしております。二極化と申しますのは、一方では、前向きな設備投資の借入れとか、あるいは融資の資金の相談をされている事業者の方々。

もう一では、昨年度よりのコロナ関連融資の借換え自体がちょうど3年を経って、この3月から7月に結構、ゼロゼロ融資の延長制度が出ておりますけれども、実際、中々返済ができない。手元にキャッシュがない。あるいは、そういった中でいうと、資金繰りが厳しい、運転資金が厳しいというような状況の方が多くおられます。そう申しますのは、コロナでダメージを受けた後に、物価高とかエネルギー価格の高騰という形で、経費が増加していく中、価格転嫁自体が中々難しいという現状があって、いろんな関係機関が、御努力いただいておりますけれども、経産省自体のデータでも、全体でいうと、47%ぐらいしか価格転嫁が出来ていないという状況もございます。労務単価でいうと37%という話なので、1/3程度しか、中々価格転嫁が難しいという形の中で、厳しい状況というのは続いているなど思っております。中小企業を対象としたD Iについても、我々のところでは、-13.5という形で低下をしているような状況が出ております。そういった中でも、中々厳しい状況というのが続いているなどというのが実感でございます。

安田委員

はい、JFEスチールの安田でございます。よろしく申し上げます。

J F E スチールそれから鉄鋼業全体の動きということで、若干お話をさせていただきます。まず、需要と生産量の関係でいいますと、先ほど労側の方からですね、需要が高まっているが、作り切れなくて先送りされているといったような御発言があったのですが、粗鋼生産量でいいますと、コロナ前に戻ってきていない、むしろ、日本製鉄さんも、J F E スチールもそうですが、事業規模を落として、生産量を落とすという動きとなっております。粗鋼生産量でいいますと 22 年度、8,784 万 t、23 年につきましても、横ばいということで、数年前に遡ると 1 億 t 以上作っていましたが、その水準には戻らない。戻れない。という状況にあります。世界的なランキングでみましても、かなりランキングが劣位になっているということで、弊社でいいますと、今正味 2,400 万 t 程度の生産でして、ピーク時は 3,000 万 t 以上作っていましたが、それぐらゐの減少傾向となっております。

鉄鋼業の構造的な問題、ここにおられる方お詳しい方ばかりだと思いますけれど、改めて振り返っておきたいのですが、鉄鋼業よりも上、鉄鋼業よりも下、それぞれの原料側、それから顧客側、寡占状態にあり、鉄鋼業は構造的に価格交渉力が弱いというところがあります。コストに見合った販売が維持しづらい状況にあって、国内需要が減退をし、海外需要は旺盛だが、海外メーカーとの競争は激しい、特に中国が非常に輸出を多く出しておりますので、海外市況が値崩れし易いという構造的問題を抱えた中でコロナの直撃を受けて、弊社でいいますと、これは川崎の話になりますけど、京浜地区の工場設備を縮小させ、配転を含めた対応を実施したというところがございます。

人の手が足りていないということについて、中々その採用が上手くいかないですとか、定着しづらい。それから、現場作業が今の若者に中々受け入れてもらえないというところは、私も感じるところです。ですから、投資の面をしっかりとやっていかないといけないなという思いを強く持っていて、カーボンニュートラルもそうですし、それから、設備の自動化ですとか、そういったこの投資、いわゆる、G X、D X 投資をしっかりとやっていかないといけないな

と思っているところです。ですが、労働側のおっしゃることもよくわかりまして、今は足元のインフレの状況とかですね、あるいは人材獲得競争の中でその賃金を上げていくということについては、重要なファクターだと思っていますので、昨年、2年ほど前からでしょうか、特に賃上げが全国で、特に春闘の時には賃上げの上昇額がですね、かなり目立って上がってきているなど、思っておりますけれど、この流れに出遅れてはならないという思いはあります。ただ、本日は、中小企業を意識した最低賃金の話ではありますので、その金額、上げ方については、間違えてしまうと大きな影響を与えてしまうので、そこは慎重に議論させていただきたいなと感じております。

以上です。

桑田委員

はい、広島市安佐北区可部にあります創業192年の大和重工の桑田と申します。

当社は、工作機械などを作る大型の銑鉄鋳物部品の製造を行っております。

ただ、工作機械の業界は、国内では設備投資を様子見である中、加えて、不動産市況の悪化が懸念される中国の景気減速の可能性も否定できない状況にあるためか、客先の商談件数も減少傾向になっております。また、昔から五右衛門風呂を作っております、今でも作っているのは、鋳物ホーロー浴槽という主力商品がありますが、これにつきましては、国内のリフォーム需要の取込みにかかっておりますが、高級浴槽と位置付けられている当社の浴槽よりも、ワンランク下の人造大理石浴槽とかFRPとか、そちらの方が伸びておりまして、ユーザーの購買意欲の低下が受け止めているという状況でございます。コロナ禍で止まっていた旅館やホテルからの引き合いは、増えつつありますが、やはり、予算が厳しいためか、以前ほどの採算確保は難しくなっております。また、原材料確保については、6月以降上昇傾向にあります。

特に、当社が多く使用しております銑鉄、これは、今月、10月より値上げの

通知がきております。また、4月以降電気料金が改定されたことにより、かなりのコスト高になっております。このコストが上がった分は製品に転嫁できるかどうかというのがあるんですけど、先ほど、ちょっと安田さんも言われましたけど、業界的に、製品単価を上げるというのは中々難しいものがあって、大変苦労しているという状況でございます。今後も物価上昇が懸念されておりますし、引き続き非常に厳しい状況が続くものと思われまます。

以上です。

三井部会長

はい、ありがとうございます。今使側からですね、意見表明終わっていただいたのですが、労側の方向かございませんでしょうか。

佐崎委員

1件ほど、御質問させてもらってもよろしいでしょうか、労側からは特に人手不足の観点、意見、思いを発言させていただきましたけど、今の中小で働く、特に中小零細企業で働く人達が、一番何に対して魅力を感じるかとなった時に、やっぱりそこは労働条件であったり、賃金であると思っております、そういうきつい3K職場でも賃金が良ければ、そこに残って働こうかというのが、僕は本音の声なのかなと思っております。そういった中で中小の企業の視点に立ったところで、人手不足の解消に対して使用者側として、どのような考えを持っているのか、お聞かせ願えればと思います。

三井部会長

はい、人手不足の観点から使側御発言お願いします。

桑田委員

私達も定年は60歳までとしております。ですが、毎年新卒採用もしておるんですが、中々その、職人という世界があって、中々力が付かない、であれば、

60歳定年になられても、希望する人、健康な人、やってもいいよという人については、それ以降もずっとうちの方に来てもらっています。最高齢83歳の方いらっしゃいます。もちろん、給料は若干下がりますが、本人に意欲があるんで会社は一切拒まない。だから、定年は無視するわけではないんですけど、一旦、きりは付けるが引き続き来ていただくということにしております。それで何とか人をカバーしていると、以上です。

三井部会長

わかりました。使側何か労側に意見述べて、特に無いですかね。

それでは、一応、両側から現状認識及び特定最賃の改正審議に当たりましての御意見の表明をしていただきました。

各側の意見表明を踏まえて、今回金額提示されるかどうかですが、労側、本日金額提示の御用意がございますでしょうか。

佐崎委員

はい、本日金額提示させていただきます。

金額提示をさせていただく前に、10分以内労側で打合せをする時間をいただければと思います。

三井部会長

使側の方は本日金額提示の御用意はございますでしょうか。

長谷川委員

お話を聞こうと思っておりましたので、特にございません。

三井部会長

労側10程度でよろしいですか。

では別室に御案内いただき、10分経ったらお戻りいただきたいと思います。

(労側個別協議)

三井部会長

それでは、金額提示していただければと思います。よろしく申し上げます。

佐崎委員

はい、それでは、労側の方から金額を提示させていただきます。先ほど使側の方からの意見を聞かしていただきましたけど、製鉄業を取り巻く状況は、昨年と比べて悪いと、労側としても認識をしております。労側の思いとしては、去年の県最賃と製鉄業の最低賃金の対比率、ここ以上の金額を出したいところではありますが、現状、製鉄業の状況が悪いということで、金額の方については、去年の広島県の製鉄業の最賃額と県の最賃額の対比率これが1.1%になります。

そこを根拠に、金額の方については、プラスの43円、1,067円で金額を提示させていただきます。

三井部会長

はい、ありがとうございました。

これを受けてですね、使側持ち帰って御検討いただくのですが、今の、佐崎委員の御説明について何かございませんか。

(意見無し)

本日は、これ以上審議を続けましても、進展はないものと思われまので、具体的な審議はですね、次回以降に持ち越すことにしたいと思います。

それでは、次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いし

ます。

重弘室長補佐

それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。

事務局にて日程調整をさせていただき、次回は、10月17日、火曜日、14時から3号館1階15号会議室での開催を予定しております。その次は10月26日木曜日、10時の予定となっております。

三井部会長

それでは、次回の開催は、10月17日、火曜日、14時00分から、3号館1階15号会議室での開催です。皆様には日程の確保をよろしく、お願いします。そのほか、何かございますか。

(発言無し)

三井部会長

事務局からは、いかがですか。

石井賃金室長

ございません。

三井部会長

次回の専門部会は、金額審議について審議の大部分を公労、公使委員による2者での個別協議を行うことから、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは、本日の専門部会は、これにて閉会といたします。
皆様、お疲れ様でございました。